

森町地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画
(平成29年度 ～ 平成33年度)

平成30年3月

森 町

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 4 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

第2章 計画の目標

- 1 取組の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2 温室効果ガスの総排出量に関する目標・・・・・・・・ P 7

第3章 計画の推進

- 1 推進・調査体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 2 調査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

《参考資料》

- ・森町役場の事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出量総括表
- ・温室効果ガス排出抑制推進委員会設置要領
- ・温室効果ガス排出抑制推進委員会委員名簿

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化に関する対策として国際的には、1992年に国際気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、COP3の成果を踏まえ、今日の段階からの地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、地球温暖化に関する基本方針の策定など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

地球温暖化対策に関する基本方針は、平成11年4月9日に閣議決定され、国、地方公共団体、事業者、国民の取組の基本的事項が明らかにされたほか、地方公共団体の事務、事業に関する実行計画の内容についても定められました。

平成17年2月16日に発効された京都議定書により、道内の自治体でも実行計画の策定が急がれているなか、森町では、同年に森町温室効果ガス排出抑制推進委員会を設置し、温室効果ガスの排出削減のための実行計画書策定に向け、会議の開催および事務が進められてきました。

また、平成27年7月17日に気候変動枠組条約事務局へ提出された2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案では、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準にすることとしている。また、平成27年11月30日から12月13日までフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組の合意を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」より

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7 (省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 (省略)

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 (省略)

2 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3により、森町の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出を全職員で抑制してゆき、地元民間企業の手本となるように、森町の未来を支える子孫に対して、クリーンな住環境を提供できるように努めてゆくことを目的とします。

3 計画の期間

策定年月日：平成30年3月28日

本計画の期間：平成29年度～平成33年度（5ヵ年計画）

本計画の基準年度：平成28年度

4 計画の範囲

(計画の対象の範囲は、森町役場の事務及び事業で、外部に委託するものを除きます。)

○役場本庁舎

(総務課、防災交通課、契約管理課、企画振興課、税務課、保健福祉課、住民生活課、子育て支援課、農林課、農業委員会事務局、水産課、商工労働観光課、建設課、出納室、選挙管理委員会事務局、議会事務局)

○公民館(学校教育課、社会教育課、森町公民館)

○小学校6、中学校2、幼稚園2、給食センター、図書館、体育館

○保育所4、特別養護老人ホーム(さくらの園)、保健センター、森町消防署、森町国民健康保険病院

○浄水場(上下水道課)

○森町リサイクルプラザ(環境課)

○森町砂原支所(地域振興課、町民サービス課、保健対策課)

○砂原公民館(生涯学習課)

○森町消防署砂原支署

○そのほか各課で管理している施設

第2章 計画の目標

1 取組の目標

本実行計画では、本町役場の事務及び事業に関して環境負荷の削減等に向けた取組を実施するにあたり、平成29年度から平成33年度までの取組期間において目標を設定し、その取組を適切に推進することとします。

(1) 水道使用量の削減

- ① 日常的な節水の励行に努める。
- ② 湯飲み等の洗浄は洗い桶などによりまとめ洗いするなど、効率的な水利用に努める。

(2) 電気使用量の削減

- ① 日常的な節電の励行に努める。
- ② 時間外勤務時や昼休み時の不要な箇所の消灯を行う。
- ③ 使用していないOA機器や電化製品等の電源はこまめに切るよう努める。
- ④ 電話は、簡潔に短時間で済ませる。
- ⑤ 廊下・トイレ・会議室等の間引き消灯を行う。
- ⑥ 冷暖房設備の適温設定に努める。
- ⑦ 退庁時、所属内のOA機器や電化製品等の電源が切れていることを確認する。
- ⑧ クールビス及びウォームビスを推進する。

(3) 燃料使用量の削減

- ① 低燃費・低公害車の積極的な利用を心がける。
- ② 待機時のエンジン停止など、不要なアイドリングを行わないよう努める。
- ③ 急発進、急加速、空ふかしなどを自粛するよう努める。
- ④ タイヤ空気圧のチェックをこまめに行うなど、適正な車両整備に努める。
- ⑤ 車内に不要な荷物を積み込んだままにしないよう、常に整理に心がける。

(4) グリーン購入

(※グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷がで
きるだけ少ないものを選んで購入することです。)

- ① コピー用紙及び庁内印刷用紙は、原則として古紙配合率100%、白色度70%程度の再生紙を購入する。
- ② ファイルやノート等の紙事務用品は、古紙配合率が高く、白色度のより低いもの
を購入する。
- ③ 衛生製品(トイレットペーパー、ティッシュペーパー等)は古紙100%のものを
購入する。

(5) 省資源・省エネルギー型機器の導入

- ① O A機器や蛍光灯等の購入や買い替え時には、省エネルギー型機器を選択する。
- ② 洗面所への自動流水装置や節水コマ等の節水設備を必要に応じて順次取り付ける。

(6) 低燃費・低公害車の導入

- ① 環境負荷のより少ない低燃費・低公害車を極力導入かリースするよう努める。
- ② 低公害車に該当しない場合においても、必要最小限度の排気量の車両や低燃費車を選定するなど、より環境負荷の少ない車両を購入するよう努める。

(7) その他環境に配慮した製品の導入

- ① 物品の購入にあたっては、簡易包装された商品を選択するよう努める。
- ② 使い捨て製品の購入を抑制し、出来る限り詰め替え可能な製品やリサイクルが可能な製品を購入する。
- ③ 長期利用が可能な製品の購入に努める。
- ④ 「エコマーク商品」や「グリーンマーク商品」など、環境負荷の少ない製品とされる商品を購入する。

(8) 紙類の使用量削減

- ① 両面コピー両面印刷、縮小コピーを徹底し、用紙類の使用量を削減する。
- ② 使用後のコピー機のリセットを徹底するなど、ミスコピーをなくすよう努める。
- ③ 会議用資料や報告書の部数は必要最小限とし、プロジェクターを使用するなど、会議資料の簡素化に努める。
- ④ パソコン等O A機器からのプリントは必要最小限に努める。
- ⑤ 会議等での封筒の配布は極力さけるよう努める。
- ⑥ 簡易な文書（メモ等）・資料は片面使用済用紙を使用する。

(9) 廃棄物の減量化

- ① 事務用品や電化製品は故障箇所を修理して再使用するなど、出来る限り長期使用するよう努める。
- ② クリップ類、輪ゴムについては、積極的に再利用する。
- ③ ミスコピー用紙や不要となった片面使用コピー用紙は、分別して再利用する。
- ④ 使用済み封筒は再利用する。
- ⑤ 新聞等の購読は必要最小限にする。
- ⑥ シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最低限にする。

(10) 資源化・リサイクルの推進

- ① 事務用品はリサイクルBOXを設置し、有効利用する。
- ② 資源ごみの分別収集用回収容器を設置し、ごみの資源化に努める。
- ③ コピーやプリンター等の使用済みトナーカートリッジは、分別回収しリサイクルする。
- ④ 充電式乾電池の導入に努める。

(11) 環境に関する情報の提供

- ① ポータルサイトに環境保全に関する情報を掲載し、職員に対する情報提供に努める。

2 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガスの総排出量の算定

総排出量を算定するにあたり、町の事務及び事業全般を対象として、特に燃料や電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量、カーエアコンの使用に伴うハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量を算出し、各温室効果ガスの排出量を二酸化炭素に換算した値の総和をもって、平成28年度における温室効果ガスの総排出量を算定します。

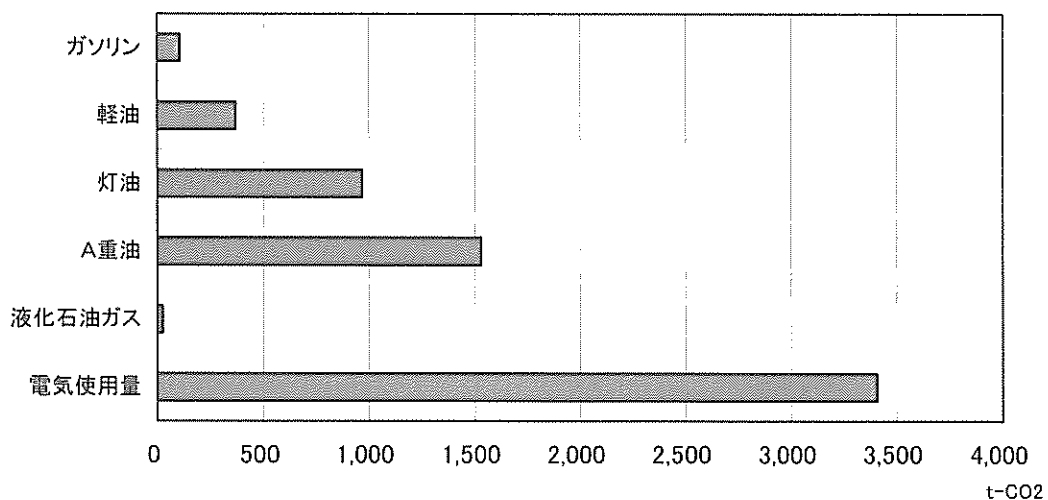
① 燃料及び電気使用に伴い排出される二酸化炭素排出量

町の事務及び事業全般における燃料使用量（ガソリン・軽油・灯油・A重油・液化石油ガス）、電気使用量を調査し、排出される二酸化炭素排出量を把握します。

燃料及び電気使用に伴い排出される二酸化炭素排出量（平成28度）

調査項目	単位	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	備考
燃 料 使 用 量	ガソリン	ℓ	46,592	108,187
	軽油	ℓ	143,757	371,612
	灯油	ℓ	389,229	968,791
	A重油	ℓ	564,758	1,530,494
	液体石油ガス	kg	8,521	25,554
電気使用量	kwh	7,871,461	3,408,343	
計			6,412,981	

二酸化炭素排出量（t-CO₂）グラフ（平成28度）

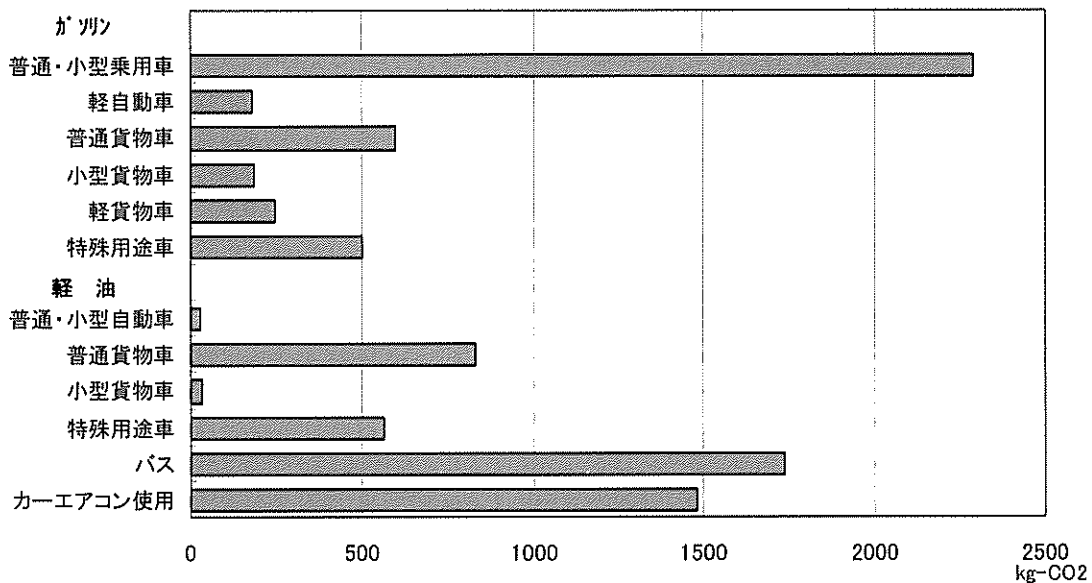


- ② 公用車の走行及びカーエアコン使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量
 公用車の走行に伴い排出されるメタン及び一酸化二窒素やカーエアコンの使用によるハイドロフルオロカーボンの排出量を調査し、二酸化炭素換算排出量（メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンを二酸化炭素に換算した値）を把握します。

公用車の走行及びカーエアコン使用に伴い排出される
 二酸化炭素換算排出量（平成28年度）

調査項目		台数	走行距離 (km)	二酸化炭素換算排出量 (kg-CO2)	備考	
公用車の走行量	ガソリン	普通・小型自動車	28	248,843	2,289	CH ₄ , N ₂ O → CO ₂
		軽自動車	3	25,600	180	
		普通貨物車		46,557	597	
		小型貨物車	4	22,372	187	
		軽貨物車	4	34,571	244	
		特殊用途車	6	42,901	497	
	軽油	普通・小型自動車	3	14,069	32	
		普通貨物車	18	179,120	833	
		小型貨物車	3	28,684	85	
		特殊用途車	33	70,159	563	
		バス	16	213,513	1,731	
カーエアコン使用車		114		1,482	HFC →	
計				8,720	CO ₂	

二酸化炭素換算排出量 (kg-CO₂) グラフ (平成28年度)



③ 上水道使用と下水道使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量

平成28年度における上水道使用量は、47,665m³となっています。直接的な温室効果ガスの排出対象ではありませんが、浄水場での製造過程や送水過程では大量の電気が使用されており、そのため節水を行うことは、温室効果ガスの排出を抑え、地球温暖化防止に間接的に役立ちます。

また、平成28年度における下水道使用量は46,418m³となっています。使用に伴い排出されるメタン及び一酸化二窒素の排出量を調査し、二酸化炭素換算排出量を把握します。

(2) 温室効果ガスの排出削減目標

平成28年度における森町役場の二酸化炭素排出量は6,425tとなっております。

平成28年度における二酸化炭素排出量を平成33年度の排出量と比較して5%削減することを目標とします。

※平成28年度：6,425t ⇒ (5%削減) ⇒ 平成33年度：6,104t

各項目別の二酸化炭素排出量と目標値

項目	対象	単位	使用量		二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)		
			基準年度 (平成28年度)	目標年度 (平成33年度)	基準年度 (平成28年度)	目標年度 (平成33年度)	
燃料等 使用量	ガソリン	ℓ	46,592	44,262	108,187	102,778	
	軽油	ℓ	143,757	136,569	371,612	353,031	
	灯油	ℓ	389,229	369,768	968,791	920,351	
	A重油	ℓ	564,758	536,520	1,530,494	1,453,969	
	液化石油ガス (LPG)	Kg	8,521	8,095	25,554	24,276	
電気使用量		kwh	7,871,461	7,477,888	3,408,343	3,237,926	
公用車 走行量	ガソリン	普通・ 小型自動車	km	248,843	236,401	2,289	2,175
		軽自動車	km	25,600	24,320	180	171
		普通貨物車	km	46,557	44,229	597	567
		小型貨物車	km	22,372	21,253	187	178
		軽貨物車	km	34,571	32,842	244	232
		特殊用途車	km	42,901	40,756	497	472
	軽油	普通・ 小型自動車	km	14,069	13,366	32	30
		普通貨物車	km	179,120	170,164	833	791
		小型貨物車	km	28,684	27,245	85	81
		特殊用途車	km	70,159	66,651	563	535
バス	km	213,513	202,837	1,731	1,644		
カーエアコン使用台数		台	114	108	1,482	1,408	
上水道使用量		m ³	47,665	45,282	0	0	
下水道使用量		m ³	46,418	44,097	3,160	3,002	
合 計					6,424,861	6,103,617	

第3章 計画の推進

1 推進・調査体制

本実行計画の全体的な取組を推進するため、温室効果ガスの排出抑制について推進・調査するための温室効果ガス排出抑制推進委員会を設置します。

(1) 温室効果ガス排出抑制推進委員会

委員長を副町長、委員を総務課長・住民生活課長・環境課長・上下水道課長・教育委員会学校教育課長・企画振興課長・地域振興課長・町民サービス課長・教育委員会生涯学習課長として、本実行計画の策定・見直し、計画全体の進行管理等を行います。

(2) 事務局

委員会の庶務を処理するため、事務局を住民生活課住民生活係に置きます。

事務局は電気使用量・燃料使用量及び公用車の走行距離等の調査を行い、委員会に報告します。

2 調査結果の公表

二酸化炭素排出量の調査結果の公表は、温室効果ガス排出抑制推進委員会を通じて事務局が行うこととします。なお、原則として毎年度公表し、全職員に対して取組の実践を促進します。

また、調査結果は、森町公式サイト等により町民や事業者等に対しても公表することとし、自主的かつ積極的な環境保全に対する取組を促進します。

